



郡山市及び上下水道局発注の建設工事における 「最低制限価格制度の見直し」について



ターゲット 8.3

令和4年3月31日

郡山市財務部

契約課

課長 大越 総

TEL：924-2601

SDGs ターゲット 8.3 「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」

本市及び上下水道局が発注する建設工事等の最低制限価格の設定方法について、次のとおり、見直しを行いましたので、公表いたします。

なお、令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件より、次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

○ 最低制限価格の設定方法

建設工事における最低制限価格の設定方法については、以下のとおりです。なお、総合評価方式における調査基準価格についても同様の取り扱いとします。

また、建設工事に関する測量・設計等の委託についての変更はありませんが、設定範囲については、次のとおりです。

最低制限価格は、当該設定方法で算出された額に、一定の範囲内で調整(調整範囲等は非公表)を加えた上で決定します。

(1) 建設工事

【設定基準】

直接工事費 × 0.97

共通仮設費 × 0.90

現場管理費 × 0.90

一般管理費等 × 0.68

【設定範囲】

予定価格の「概ね82～92%」

(2) 建設工事に関する測量・設計等の委託

【設定範囲】

予定価格の「概ね60%～85%」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/27464.html>



※「最低制限価格」：落札の下限価格。工事の品質を確保するために必要な経費などを発注者が勘案した額で、これを下回る入札額では落札できない。

「調査基準価格」：総合評価方式を実施した際に、入札価格が予定価格を大きく下回った場合、発注者が業者に対し、価格の内訳書などを提出させて適正な施工が可能かどうかを調べるかどうかの基準価格。

「予定価格」：発注者が事前に設定する落札上限価格。これより高い入札額では落札できない。